○御所市コミュニティバス車両広告掲載に関する取扱要綱

平成１９年６月２０日

告示第６３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、御所市有料広告掲載事業に関する規則（平成１８年御所市規則第２７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、御所市コミュニティバス車両広告（以下「バス広告」という。）の掲載に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（広告の内容）

第２条　バス広告の内容は、次に掲げる要件を備えるものとする。

(１)　都市景観との調和を損なうものでないこと。

(２)　道路交通の安全を阻害する恐れがないものであること。

（広告掲載料等）

第３条　バス広告の種類、仕様、規格、掲載料等については、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

２　バス広告の作成、取付け及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

（掲出期間）

第４条　バス広告の掲出期間は、原則として１年とし、市長が必要と認めるときは、最大５年まで延長することができる。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、バス広告の掲載に関する取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

　　　附　則（令和６年告示第１８号）

　この告示は、告示の日から施行する。

別表（第３条関係）

車両　日野　ポンチョ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 仕様 | 規格（ｍｍ） | 掲載料（年額／円） | 備考 |
| サイドメッセージ（歩行者側） | ワイドフィルム | 縦１０００×横１７００ | ２５０，０００ | １枠 |
| サイドメッセージ（車側） | ワイドフィルム | 縦１０００×横１６５０ | １００，０００ | １枠 |
| 縦１０００×横１１００ | ５０，０００ | １枠 |
| 全面 | １５０，０００ | １枠 |
| リアメッセージ | ワイドフィルム | 縦６９０×横１９５０ | ２５０，０００ | １枠 |
| 車両メッセージ | フルラッピング | 車両全体 | ６００，０００ | １台 |
| 天井吊ポスター | ポスター | 縦２１０×横２９７ | ２０，０００ | １枠 |
| 車内壁面ポスター | ポスター | 縦３２０×横５５０ | １枠 ２０，０００ | ３枠 |
| 運転席背面ポスター | ポスター | 縦３５０×横５００ | １枠 ２４，０００ | ２枠 |
| 側面窓ステッカー（歩行者側） | ステッカー | 縦１５０×横５５０ | １枠 ３０，０００ | ２枠 |
| 側面窓ステッカー（車側） | ステッカー | 縦１５０×横５５０ | １枠 ２０，０００ | ３枠 |

　車両　トヨタ　コースター

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 仕様 | 規格（ｍｍ） | 掲載料（年額／円） | 備考 |
| サイドメッセージ（歩行者側） | ワイドフィルム | 縦９９０×横１２５０ | １００，０００ | １枠 |
| 縦９９０×横１３６０ | １４０，０００ | １枠 |
| 縦９９０×横１７２０ | １８０，０００ | １枠 |
| 全面 | ４２０，０００ | １枠 |
| サイドメッセージ（車側） | ワイドフィルム | 縦９９０×横１２５０ | ５０，０００ | １枠 |
| 縦９９０×横１４００ | ８０，０００ | １枠 |
| 縦９９０×横１６６０ | １００，０００ | １枠 |
| 全面 | ２３０，０００ | １枠 |
| リアメッセージ | ワイドフィルム | 縦１０８０×横１６９０ | １００，０００ | １枠 |
| 車両メッセージ | フルラッピング | 車両全体 | ７００，０００ | １台 |
| 天井吊ポスター | ポスター | 縦２１０×横２９７ | ２０，０００ | １枠 |
| 車内壁面ポスター | ポスター | 縦２９０×横４４０ | １枠 ２０，０００ | ２枠 |
| 運転席背面ポスター | ポスター | 縦３９０×横５３０ | ２４，０００ | １枠 |
| 側面窓ステッカー（歩行者側） | ステッカー | 縦１５０×横５５０ | １枠 ３０，０００ | ３枠 |